

議案第30号

公益的法人等への備前市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

公益的法人等への備前市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定
する。

令和5年2月20日提出

備前市長 吉 村 武 司

備前市条例第 号

公益的法人等への備前市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

公益的法人等への備前市職員の派遣等に関する条例(平成17年備前市条例第41号)の一部を次
のように改正する。

第2条第1項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1
号を加える。

(2) 一般財団法人備前市文化芸術振興財団

附 則

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲以内において、規則で定める日から施
行する。

議案第30号参考資料
 公益的法人等への備前市職員の派遣等に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 任命権者は、次に掲げる団体との間の取決めにに基づき、当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員(次項に定める職員を除く。)を派遣することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>一般財団法人備前市文化芸術振興財団</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 任命権者は、次に掲げる団体との間の取決めにに基づき、当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員(次項に定める職員を除く。)を派遣することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>